

八木札の辻の町並みを考える会会則

(名称)

第1条 この会は、八木札の辻の町並みを考える会と称する。

(目的)

第2条 この会は、八木札の辻境界の伝統的建造物や歴史的町並みを、貴重な歴史的資産と考え、これを生かした「まちづくり」を進めることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、代表が指名する場所に置く。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 伝統的建造物及び歴史的町並みの調査・研究
- (2) 古文書や古老への聞きこみ等による歴史調査
- (3) 前号の調査を踏まえた「まちづくり」の提言
- (4) その他この会の目的を達成するに必要な事業

(会員)

第5条 この会の趣旨に賛同する者によって構成する。

(役員)

第6条 この会に、代表1名、副代表若干名、事務局1名及び監事1名の役員をおく。

役員は、会員の互選により選出するが、代表は、会員から、選出する。

(役員の職務)

第7条 代表は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局は、会の事務を行う。

4 監事は、この会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、会員をもって組織し、通常総会（年一回）及び臨時総会とする。総会では、会則の改正の承認、事業計画及び予算審議、事業報告及び会計報告・監査報告、その他重要事項を審議する。

3 役員会は、役員をもって組織し、代表が必要に応じ招集する。役員会では、会則の改正及び会務の執行に必要な事項を審議する。必要に応じて、役員以外の会員の出席を求めることができる。

4 総会及び役員会は、代表が議長となって、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計)

第9条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てるものとする。

(会費)

第10条 会費は年額とし、額は役員会で決める。

(会計年度)

第 1 1 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

附則

この会則は、平成 13 年 12 月 11 日より施行する。